

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	中小路 (中小路町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化と後継者不在により、田は水稻農家が減少し、畑は自家野菜栽培がほとんどとなっている。また田畑は区画整理をしておらず大きさや形状も不揃いなため、大規模農業にも不向きである。そのため各農家が自分の農地は自分で維持管理し続けている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業を続ける家がなくなっていくので、農地を活用することより農地の転用を進めて企業を誘致し賃貸や売却をすることを望む。周辺環境的にもインターが近く、コストコもできて活性化できる場所でもあるので、誘致の話があれば積極的に地域全体で検討していく。よって多くの方の意見として外部からの就農や田畑の集約化ではなく上記の内容を踏まえたうえで現状を維持して各農家ができる間は水稻や自家野菜栽培をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状を維持するが、土地所有者の意向を基に農地中間管理機構を活用して担い手へ農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
更新時に土地所有者の意向を基に農地中間管理事業による集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
J A や市と連携し多様な経営体を募る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--